

第3回東海村空家等対策審議会 次第

日 時 令和6年12月20日（金）

午後2時00分から

場 所 東海村役場2階 203委員会室

1 開 会

2 都市政策課長あいさつ

3 議 事

(1) 会長及び副会長の選任

(2) 特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針（案）

(3) 特定空家等に対する措置の方針（案）

(4) その他

4 閉 会

議事（１） 会長及び副会長の選任

東海村空家等対策審議会の組織及び運営に関する規則第４条の規定に基づき、会長及び副会長１名を選任します。

議事（２） 特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針（案）

本審議会にあっては、東海村附属機関の設置に関する条例において、下表のとおり、空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関することを担当することとなっています。

● 東海村空家等対策審議会が担当する事項

附属機関の 属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項
村長	空家等対策審議会	1 次に掲げる事項の審議に関すること。 <u>(1) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。</u> (2) 特定空家等に対する措置の方針に関する こと。 (3) その他空家等の対策に関し村長が必要と 認めること。 2 次に掲げる事項の審査に関すること。 (1) 空家等が特定空家等に該当するか否かの 判定に関すること。 (2) 特定空家等に対する措置(勧告、命令、代 執行及び略式の代執行に限る。)に関すること。

令和2年12月16日に開催した第1回東海村空家等対策審議会においては、本件について審議することになったことから、資料No.7「特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針（案）」について、意見を求めます。

議事（3） 特定空家等に対する措置の方針（案）

本審議会にあっては、東海村附属機関の設置に関する条例において、下表のとおり、特定空家等に対する措置の方針に関することを担当することとなっています。

● 東海村空家等対策審議会が担当する事項

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項
村長	空家等対策審議会	1 次に掲げる事項の審議に関すること。 (1) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。 (2) <u>特定空家等に対する措置の方針に関する</u> <u>こと。</u> (3) その他空家等の対策に関し村長が必要と認めること。 2 次に掲げる事項の審査に関すること。 (1) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判定に関すること。 (2) 特定空家等に対する措置(勧告、命令、代執行及び略式の代執行に限る。)に関すること。

令和2年12月16日に開催した第1回東海村空家等対策審議会においては、本件について審議することになったことから、資料No.8「特定空家等に対する措置の方針（案）」について、意見を求めます。